

令和8年第1回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（概要）

種 別		件 名	件 数
令和7年度関係	専決処分	財政関係 令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について ほか2件	3
	計		3
	財政関係	補正予算 令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第10号） ほか4件	5
	計		5
令和8年度関係	条例関係	新規制定 伊勢崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	1
		一部改正 伊勢崎市行政手続条例の一部を改正する条例案 ほか9件	10
	計		11
	財政関係	新年度予算 令和8年度伊勢崎市一般会計予算 ほか9件	10
		計	10
	その他	損害賠償 損害賠償の額を定めることについて	1
		市道路線 市道路線の廃止について ほか1件	2
計			3
	合 計		32

※ 報 告

- 第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
 第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

- 第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第4号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について
- 第5号 名和小学校南校舎長寿命化改修工事（債務負担行為）請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 第6号 市民プラザ体育館屋根及び防水外改修工事請負変更契約締結の専決処分の報告について
- 第7号 伊勢崎市新型インフルエンザ等対策行動計画の変更について

令和8年第1回伊勢崎市議会定例会提出予定議案（内容説明）

種別	番号	件 名	内 容	主管課名
専決処分	1	令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ665,105千円を追加し、総額をそれぞれ96,360,060千円としたもの	財政課
	2	令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,986,710千円を追加し、総額をそれぞれ101,346,770千円としたもの ※繰越明許費を定めるもの	財政課
	3	令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ79,809千円を追加し、総額をそれぞれ101,426,579千円としたもの	財政課
補正予算	4	令和7年度伊勢崎市一般会計補正予算（第10号）	※歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,593,025千円を減額し、総額をそれぞれ99,833,554千円とするもの ※繰越明許費を補正するもの ※債務負担行為を補正するもの ※地方債を補正するもの	財政課
	5	令和7年度伊勢崎市小型自動車競走事業費特別会計補正予算（第2号）	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,281,411千円を追加し、総額をそれぞれ29,568,128千円とするもの	財政課
	6	令和7年度伊勢崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ33,823千円を追加し、総額をそれぞれ19,317,991千円とするもの	財政課
	7	令和7年度伊勢崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ166,746千円を追加し、総額をそれぞれ3,375,695千円とするもの	財政課
	8	令和7年度伊勢崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	※歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,760千円を追加し、総額をそれぞれ19,012,746千円とするもの	財政課
条例関係	9	伊勢崎市行政手続条例の	デジタル社会の形成を図るため	事務管理

	一部を改正する条例案	<p>の規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>不利益処分に関する聴聞及び弁明の機会の付与における公示の方法による通知について、不特定多数の者が閲覧できる状態に置く措置等をとるもの</p>	課
10	伊勢崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案	<p>いじめ問題調査委員会委員長等に時間額の報酬を支給することに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 非常勤特別職に対する時間額の報酬の支給方法を定めるもの (2) いじめ問題調査委員会委員長、いじめ問題調査委員会委員、いじめ問題再調査委員会委員長及びいじめ問題再調査委員会委員に係る時間額の報酬の額を定めるもの</p>	学校教育課
11	伊勢崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	<p>夜間特殊業務手当の見直しに伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 夜間特殊業務手当の支給対象及び支給額を改めるもの (2) 当務の定義を明確化するもの</p>	消防本部 総務課
12	伊勢崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案	<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額に係る所得割の算定額基準並びに被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額を加えるもの</p>	国民健康保険課

	1 3	伊勢崎市保育所条例及び伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案	<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>乳児等通園支援事業の給付制度化に伴い、必要な事項を定めるもの</p>	こども保育課
	1 4	伊勢崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	<p>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 乳児等通園支援事業者が定める内部規程に関する事項を改めるもの (2) 規定の整備を図るもの</p>	こども保育課
	1 5	伊勢崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例案	<p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、制定の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 事業の運営に関する基準及び一般原則を定めるもの (2) 利用定員に関する事項を定めるもの (3) 運営規程及び勤務体制の確保に関する事項を定めるもの (4) 秘密保持、苦情への対応及び地域との連携に関する事項を定めるもの</p>	こども保育課
	1 6	伊勢崎市福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例案	<p>医療機関等における福祉医療費の受給資格の確認方法について、個人番号カードを用いたオンライン資格確認を導入することに伴い改正の必要を認め、併せて条文の整備を図るもの</p> <p>【概要】</p>	年金医療課

		<p>(1) 定義規定に個人番号カードを加えるもの (2) 受給資格者が、医療機関等の窓口で個人番号カードを用いて受給資格認定に関する情報を提供する方法を加えるもの (3) その他条文の整備を図るもの</p>	
17	伊勢崎市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案	<p>群馬県小口資金融資促進制度に準じ、改正の必要を認めたもの 【概要】 資金の借換えを令和8年度も可能とするもの</p>	商工労働課
18	伊勢崎市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 引用する条ずれを改めるもの</p>	公園緑地課
19	伊勢崎市火災予防条例の一部を改正する条例案	<p>火災に関する警報の発令中における火の使用の制限及び住宅における火災の予防の推進に係る規定の見直しを図ること並びに対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令による対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、改正の必要を認めたもの 【概要】 (1) 簡易サウナ設備の位置及び構造の基準を設けるもの (2) 火災に関する警報の発令中ににおける火の使用の制限に係る規定を改めるもの</p>	予防課

			(3) 住宅における火災の予防の推進に資する設備に感震ブレーカーを加えるもの	
新年度予算	20	令和8年度伊勢崎市一般会計予算	<p>※歳入歳出予算の総額をそれぞれ96,740,000千円とするもの</p> <p>※債務負担行為を定めるもの</p> <p>※地方債を定めるもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※歳出予算の流用を定めるもの</p>	財政課
	21	令和8年度伊勢崎市小型自動車競走事業費特別会計予算	<p>※歳入歳出予算の総額をそれぞれ28,110,401千円とするもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p>	財政課
	22	令和8年度伊勢崎市国民健康保険特別会計予算	<p>※歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,349,841千円とするもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※歳出予算の流用を定めるもの</p>	財政課
	23	令和8年度伊勢崎市後期高齢者医療特別会計予算	<p>※歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,744,171千円とするもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p>	財政課
	24	令和8年度伊勢崎市介護保険特別会計予算	<p>※歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,862,051千円とするもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※歳出予算の流用を定めるもの</p>	財政課
	25	令和8年度伊勢崎市水道事業会計予算	<p>※業務の予定量を定めるもの</p> <p>※収益的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 4,801,827千円</p> <p> 支出 4,366,367千円</p> <p>※資本的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 1,669,684千円</p> <p> 支出 4,205,514千円</p> <p>資本的收支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等で補填するもの</p> <p>※企業債を定めるもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるもの</p>	財政課

		<p>※議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもの</p> <p>※利益剰余金の処分を定めるもの</p> <p>※たな卸資産購入限度額を定めるもの</p>	
26	令和8年度伊勢崎市公共下水道事業会計予算	<p>※業務の予定量を定めるもの</p> <p>※収益的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 3,108,489千円 支出 2,998,827千円</p> <p>※資本的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 2,248,293千円 支出 3,152,574千円</p> <p>資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等で補填するもの</p> <p>※債務負担行為を定めるもの</p> <p>※企業債を定めるもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるもの</p> <p>※議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもの</p> <p>※他会計からの補助金を定めるもの</p>	財政課
27	令和8年度伊勢崎市農業集落排水事業会計予算	<p>※業務の予定量を定めるもの</p> <p>※収益的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 385,465千円 支出 401,726千円</p> <p>※資本的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 184,560千円 支出 248,431千円</p> <p>資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等で補填するもの</p> <p>※企業債を定めるもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※予定支出の各項の経費の金額の</p>	財政課

		<p>流用を定めるもの</p> <p>※議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもの</p> <p>※他会計からの補助金を定めるもの</p>	
28	令和8年度伊勢崎市特定地域生活排水処理事業会計予算	<p>※業務の予定量を定めるもの</p> <p>※収益的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 15,985千円</p> <p> 支出 14,986千円</p> <p>※資本的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入 17,525千円</p> <p> 支出 20,030千円</p> <p>資本的収支の不足額を当年度分損益勘定留保資金等で補填するもの</p> <p>※企業債を定めるもの</p> <p>※一時借入金を定めるもの</p> <p>※予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるもの</p> <p>※他会計からの補助金を定めるもの</p>	財政課
29	令和8年度伊勢崎市病院事業会計予算	<p>※業務の予定量を定めるもの</p> <p>※収益的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p> 収入</p> <p> 第1款 病院事業収益 18,719,788千円</p> <p> 第2款 介護老人保健施設事業収益 301,507千円</p> <p> 第3款 訪問看護事業収益 69,252千円</p> <p> 支出</p> <p> 第1款 病院事業費用 20,002,555千円</p> <p> 第2款 介護老人保健施設事業費用 301,507千円</p> <p> 第3款 訪問看護事業費用</p>	財政課

		<p style="text-align: right;">69,252 千円</p> <p>※資本的収入及び支出の予定額を定めるもの</p> <p>　　収入</p> <p>　　第1款 病院事業資本的収入 　　　　997,255 千円</p> <p>　　第2款 介護老人保健施設事業資本的収入 　　　　1 千円</p> <p>　　支出</p> <p>　　第1款 病院事業資本的支出 　　　　1,528,879 千円</p> <p>　　第2款 介護老人保健施設事業資本的支出 　　　　2 千円</p> <p>　　資本的収支の不足額を過年度分損益勘定留保資金等で補填するもの</p> <p>※債務負担行為を定めるもの</p> <p>※企業債を定めるもの</p> <p>※予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるもの</p> <p>※議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるもの</p> <p>※たな卸資産の購入限度額を定めるもの</p> <p>※重要な資産の取得を定めるもの</p>	
その他	3 0	損害賠償の額を定めることについて	伊勢崎市境栄174番地先の市道を走行中の相手方小型貨物自動車が、市道に埋設された下水道暗渠の損傷により生じていた陥没箇所に落輪し、当該自動車のサイドバンパー等を破損した事故について、損害賠償の額を定めるもの
	3 1	市道路線の廃止について	6 路線
	3 2	市道路線の認定について	11 路線